



国庫支出金と地方交付税交付金

情報広報部長 中川俊男

今月は、三位一体改革や市町村合併などに関連して、よく耳にする国庫支出金と地方交付税交付金を取り上げました。

地方自治体は住民の日常生活に密接な教育・警察・消防・環境衛生・生活保護などの公共サービスを行っています。地方が行う行政サービス量は国全体の6割に上りますが、地方自治体が徴収する地方税は全体の4割にすぎません。この事業と財源の不均衡を解消する目的で、**国税5税の収入（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）**から国庫支出金や交付税交付金として地方へ配分されています。この結果として地方は自立できず、中央の権限が強大になるという悪循環を形成しています。

国庫

国の経理は一般会計と特別会計で行われていますが、**税収や支払いなど実際の現金の出し入れは日銀に預金してあるものから一括して行われています。**この預金勘定が国庫です。

国庫支出金

国と地方が協力して行う公共事業や社会保障、教育などの財源に充てるため、国は「**国庫支出金**」を支出しています。ちなみに平成16年度の**地方財政計画**（すべての地方公共団体の1年間の歳入・歳出の見込みを示す計画）の歳入に占める地方交付税および国庫支出金の割合は、34.2%となっています。

1) 国庫負担金

地方自治体などの政府以外の機関が行う事業の一定額を国が負担する法律で定められた

お金です。義務教育国庫負担金、公共事業費補助負担金、災害復旧事業補助負担金、失対事業補助負担金などがこれです。

2) 国庫補助金

国が進める政策の奨励的見地から、その財源の一部を交付するもので国庫負担金とは区別されています。科学技術の研究費補助金、貿易振興補助金、公共事業への補助金などがあります。

地方交付税交付金

各地方公共団体は、その地域の経済状況などによって、財政力に違いがあります。そこで、地域ごとの住民に対する公共サービスに格差が生じないように、国が各地方公共団体の財源不足を埋め、地方公共団体間の財政力の差を調整するために**国税5税の一定割合を地方へ配分するお金のこと**です。地方交付税交付金は、所得税の32%、法人税の35.8%、酒税の32%、消費税の29.5%、たばこ税の25%というそれぞれの割合をもとに、地方公共団体に交付されています。

以上の解説は、政府が進めている財政改革（三位一体改革）以前のものです。今の改革では、国から地方への税源移譲額は補助金の廃止額の8割と言われています。この政策がどのような意図で進められ、その結果として地方はどのような状況に追い込まれるのかを冷静に把握し、地域の医療や介護に必要な財源は堂々と確保すべきだと主張していかなければなりません。